

各都道府県主管部局長 殿

海上保安庁交通部航行安全課長

港則法及び海上交通安全法に基づく許可等申請手続について

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、「港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等（港則法 31 条 1 項及び 45 条並びに海上交通安全法 40 条 1 項及び 7 項並びに 41 条 1 項及び 4 項）に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和 4 年度中に周知する。」こととされたところです。

このため、以下の通り現状の運用においても、手続上の負担については合理的な対応を行っていることをお知らせいたしますので、このことについて、貴職から管内の市町村に対し周知いただくようお願いいたします。

記

一部の地方公共団体より寄せられた懸念事項及びそれらに対する見解について

(1) 実施場所が分かる図面の提出

作業等の実施場所が分かる図面の提出について、海図で提出するのは負担である旨意見が寄せられたところ、実施場所が分かるのであれば海図でなくとも問題ありません。

(2) 許可等申請書類の提出期限

許可等申請書類が作業開始の 1 ヶ月前までに整わないこともある旨意見が寄せられたところ、申請の内容を電話等で事前にご相談いただくことにより、書類の提出が 1 ヶ月前に間に合わないことは問題ありません。

(3) 予備日の設定

予備日を 1～2 日程度しかとれないのであれば、これを過ぎた場合に、再度許可等申請をするのが負担である旨意見が寄せられたところ、予備日は 1～2 日程度しかとってはならないわけではなく、多めにとっていただくことは問題ありません。

(4) 許可等申請の頻度

作業を実施する都度許可等申請が必要なのであれば、これが負担である旨意見

が寄せられたところ、あらかじめ調査を行う日時・場所・方法等の許可等を行うに当たり必要な情報が定められているのであれば、それらの情報を明示いただくことで、都度の申請ではなく、一カ月、四半期等の一定期間に行われる作業を包括しての申請も問題ありません。

港則法及び海上交通安全法に基づく許可等申請手続について

1 概説

海上で行われる工事、作業又は工作物の設置といった行為は、一定の水域を占有し又は船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、「港則法」及び「海上交通安全法」により許可又は届出等が義務付けられている海域があります。

工事、作業等の実施者は、海上交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があります。一般的に工事、作業等を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒船の配備及び関係者に対する事前周知等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

2 根拠法令

(1) 港則法

第31条 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

第45条 第31条の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。(抜粋)

(2) 海上交通安全法

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者

2～6 (略)

7 国の機関又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。）が第一項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもって同項の規定による許可があつたものとみなす。

8 (略)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 前条第1項第1号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者

2・3 （略）

4 国の機関又は地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

5・6 （略）

3 工事・作業の範囲及び対象となる行為

「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所において将来に施設等の痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものとして区別しています。

なお、工事・作業の具体例としては下記のとおりとなります。

- (1) 浚渫及び海底電線の敷設等
- (2) 灯浮標及びケーソン等の工作物の設置
- (3) 潜水して行う沈木回収及び船底清掃等
- (4) 採水、採泥及び潮流観測等の海況調査等

4 申請者

申請者は「工事、作業又は工作物の設置を行おうとする者」で、工事、作業等を実際に施工する責任者で、当該行為について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者となります。